

札幌市救護施設職員等への慰労金給付事業交付要綱

令和2年12月15日 保健福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に対応する救護施設に勤務する職員等の心理的・肉体的負担を慰労するため、本市が給付する慰労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は、救護施設に勤務する職員等のため、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うなど、感染防止対策のため相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事したことに対し、慰労金を給付し支援するものである。

(慰労金の給付)

第3条 この要綱に定める慰労金は、「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について（令和2年11月6日社援発1106第5号厚生労働省社会・援護局長）」の別紙「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」及び別添39「救護施設職員への慰労金給付事業実施要領」に基づき、救護施設に勤務し利用者と接する職員等（既に退職している者及び委託業者により派遣され救護施設に勤務した者等を含む。以下同じ。）に対し給付する。

2 慰労金の金額は、別表のとおりとする。

(慰労金の給付対象者)

第4条 慰労金の給付の対象となる職員等は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 札幌市内の救護施設において、年次有給休暇、育児休業等により勤務しなかった日を除き、北海道における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日である令和2年1月28日から同年6月30日までの期間（以下「対象期間」という。）に、通算して10日以上勤務した者
- (2) 対象期間において、施設利用者との接触を伴い、施設利用者に対し継続してサービスを提供することが必要な業務に従事した者

2 対象期間において、医療機関、介護施設等の同種の慰労金給付制度の対象となる施設を含む、複数の社会福祉施設等で勤務している場合は、重複して慰労金の給付を受けることができない。

(慰労金の申請等)

第5条 慰労金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として

申請者が勤務している救護施設へ代理受領委任状（様式1）を提出し、救護施設は札幌市へ当該救護施設の職員等の慰労金の交付申請を行い、救護施設から申請者に給付するものとする。

- 2 申請者から委任を受けて申請をしようとする救護施設は、交付申請書（様式2）に事業所・施設別申請額一覧（様式3）、慰労金申請職員表（法人単位）（様式4）を添えて、市長に申請しなければならない。
- 3 給付対象者から提出のあった委任状は、救護施設が保管するものとし、市長から求めがあった場合には、速やかに提出するものとする。
- 4 本条第1項の方法により申請することができないことについて、やむを得ない事情がある申請者については、個人用給付申請書（様式5）の提出により申請することができる。
- 5 本条第2項及び第4項に定める申請の受付期限は、令和3年2月28日までとする。ただし、当該期間内に申請を行わなかったことについて、特別な事情があると市長が特に認める場合は、この限りではない。

（給付の決定）

- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、給付の可否を決定する。
- 2 市長は、慰労金の給付の可否を決定したときは、慰労金交付（給付）決定通知書（様式6）又は慰労金不支給決定通知書（様式7）により、申請者から委任を受けた救護施設もしくは申請者に通知するものとする。

（給付に係る調査等）

- 第7条 市長は、慰労金の給付に関し、必要な調査を行うことができる。
- 2 前項の調査は、慰労金の給付決定後であっても行うことができる。

（慰労金の給付に関する周知）

- 第8条 市長は、慰労金の給付に当たり、給付対象者の要件、給付金額、申請の方法、申請の受付期間等の概要について、広報及びその他の方法により市民等への周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

- 第9条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第5条第5項に定める申請期限までに第5条の規定による申請が行われなかった場合は、当該給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 第6条に定める給付の決定のために必要な審査に際し、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が指定した期限までに申請書の補正等が行われないうとき、その他申請者の責に帰する事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 市長は、慰労金の給付を受けた後に第4条第1項各号に該当しないことが判明した者及び偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付した慰労金の返還を求めるものとする。

(実績報告)

第11条 第6条第2項により支給が決定され、給付金の交付を受けた救護施設は、速やかに各施設における対象者に必要な金額を支払わなければならない。

2 救護施設は、前項の対象者への支払いが全て終了した日から30日以内に、実績報告書(様式8)に慰労金受給職員表(法人単位、実績報告)(様式9)を添えて市長に提出するものとする。

3 救護施設は、受領した慰労金に残額が生じたときは、理由を示して市へ返還するものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第12条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

(別表)

対象の職員等	慰労金給付額(1人あたり)
対象期間中、利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した救護施設に勤務し、実際に新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者が発生した日以降に当該施設で勤務した職員等	20万円
上記以外の救護施設職員等	5万円